

日本レーザー医学会誌 投稿規定

1. まえがき

日本レーザー医学会誌（以下、本誌）は日本レーザー医学会（以下、本学会）の機関誌として、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が構築した「科学技術情報発信・流通総合システム」（J-STAGE）にて年4回公開する。また年4回のうち1回は、学術総会抄録号とし冊子体として刊行する。

2. 投稿資格

著者のうち少なくとも筆頭著者は本学会の会員であることとする。ただし、本学会が原稿を依頼する場合はこの限りではない。

3. 投稿および掲載区分

- 1) 投稿論文は、原著、総説、症例報告、短報（速報性の高い原著）、Letter to the Editor のいずれかの区分とする。
- 2) 投稿論文の内容は、他の出版物（国の内外を問わず）にすでに発表あるいは投稿されていないものに限る。

4. 研究倫理

ヒトを対象とした研究を扱う論文では、ヘルシンキ宣言を遵守したものであること。また、原則として所属する施設等の倫理委員会から承認を受けたこと、および各患者からインフォームド・コンセントを得たことを記載すること。動物実験を扱う論文では、所属施設の動物実験委員会の承認を受けたことを記載しなければならない。

5. 利益相反

論文投稿の際は、著者全員が「日本レーザー医学会誌投稿者のCOI申告書（様式1）」に各著者が自筆署名したものを提出すること。

6. 著作権

別途定める本学会著作権規定による。

また、論文投稿の際は、「著作権譲渡書および関連法規遵守宣言書」の内容を理解し、論文内容における関連法規に関する遵守を同書で宣言するものとし、全著者が自筆署名したものを代表著者が提出すること。この宣言における事実誤認または虚偽や過失により掲載された論文に対する訴えがあった場合、本学会および編集委員会は一切の責めを負わない。

7. 掲載料

- 1) 掲載料、査読審査料は本学会が負担する。
- 2) 別刷の費用は、著者負担とする。以下に別刷料金表を示す。

「日本レーザー医学会誌」別刷料金表

部数 頁数	50 部	100 部	150 部	200 部	250 部	300 部
4 ページ	7,600 円	9,200 円	11,640 円	13,440 円	15,600 円	17,040 円
5-6 ページ	9,500 円	11,500 円	14,550 円	16,800 円	19,500 円	21,300 円
7-8 ページ	11,400 円	13,800 円	17,460 円	20,160 円	23,400 円	25,560 円
9-10 ページ	13,300 円	16,100 円	20,370 円	23,520 円	27,300 円	29,820 円
11-12 ページ	15,200 円	18,400 円	23,280 円	26,880 円	31,200 円	34,080 円
13-14 ページ	17,100 円	20,700 円	26,190 円	30,240 円	35,100 円	38,340 円

* 税別

* 表紙付・カラー料金含む

8. 校正

校正は再校までとし、著者が行い、指定期日内に返却するものとする。校正に際しては、誤植以外の変更、削除、挿入は避けること。原稿は原則として返却しない。

9. 原稿の受付と問い合わせ

投稿原稿は、原則としてオンライン投稿システム（下記 URL）にて受け付ける。原稿データ作成の際、本文ファイルには氏名・所属・連絡先等の個人情報を含めないこと（アップロードされたファイルより自動的に査読用ファイルを作成するため）。

< オンライン投稿システム >

ScholarOne Manuscripts : <https://mc.manuscriptcentral.com/jjslsm>

< 問い合わせ先 >

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入ル 中西印刷（株）内

「日本レーザー医学会誌」編集事務局

E-mail: jjslsm-ed@nacos.com

TEL: 075-441-3155

FAX: 075-417-2050

10. 査読、採択と掲載

編集委員会は投稿論文の内容に基づき査読者を決定・依頼し、査読報告に基づき掲載の可否、原稿修正の要否を決定する。著者は編集委員会から修正を求められた場合、原則として編集委員会が提示した期限内に再投稿しなければならない。編集委員会が提示した期限後3か月を経過しても再投稿のない場合、その論文は取り下げられたものとみなす。

執筆要領

1. 原稿様式

- 1) 原稿は、和文または英文とし、A4判用紙に横書きで作成する。なお、英文はダブルスペースで作成する。
- 2) 原稿は、表紙、本文、表・図説明文、表、図、著者情報の順とする。
- 3) 表紙には、タイトル、著者名、所属機関名を和文、英文の両方で全著者名分明記し、最後に責任著者（Corresponding Author）の氏名、連絡先住所、電話/FAX 番号、mail アドレスを明記すること。
著者の所属が複数の場合は、上付きの数字を著者名の後に付す。
- 4) 本文には、タイトル（和英）、要旨（和英）、キーワード（和英）、本文、引用文献の順にまとめる。なお、投稿システムにアップロードされた本文ファイルより自動的に査読用ファイルを作成するため、本文ファイルには著者名、所属機関名等の個人情報は含めないこと。
- 5) 原著論文は、1. 緒言（または背景）、2. 目的、3. 対象と方法、4. 結果、5. 考察、6. 結論の順序に見出しを付けること。
- 6) 要旨は、本文が和文、英文にかかわらず、200 字程度の和文と対訳英文、ならびに 5 語程度のキーワード（和英）を付けること。また、英文要旨については投稿前に必ずネイティブスピーカーによる校閲を受け、投稿時には英文校閲証明書を提出すること。
- 7) 図表説明文は、英文で記載すること。
- 8) 図表は、A4判用紙 1 ページずつ作成し、それぞれに通し番号（Fig.1, Fig.2..., Table 1, Table 2...）を付ける。写真は、図として通算する。図・写真などはカラーで掲載することができ、著者による掲載料の負担はない。なお、図表は本文ファイルに含めてもよい。また、症例紹介時などの患者顔写真は、目隠しをするなど個人が特定できる資料については適切に配慮すること。
- 9) 著者情報は、顔写真及び略歴を著者全員分提出することが望ましい（任意）。
- 10) 「日本レーザー医学会誌投稿者の COI 申告書」ならびに「著作権譲渡書および関連法規遵守宣言書」は、署名済みのスキャンしたファイルを投稿システムにアップロードすること。

2. 原稿の長さ

いずれの区分も、本文、図表を含め 1 編につき 10 枚以内とする。和文 2,750 字相当、英文 1,000 語、図表 6 枚を刷り 1 ページに換算する。

- a. 原著、総説10 ページ以内（刷り上がり）
- b. 症例報告 5 ページ以内（刷り上がり）
- c. 短報（速報性の高い原著）..... 2 ページ以内（刷り上がり）
- d. Letter to the Editor 2 ページ以内（刷り上がり）

3. 用語・単位

- 1) 学術用語は日本医学会医学用語辞典（日本医学用語管理委員会編）および専門学会が選定した用語を用いること。
- 2) 論文中の度量衡は、原則として国際単位系（SI）を用いること（mm, cm, mL, dL, mg, kg など）。

4. 利益相反の開示

本文の最後（引用文献の前）に、利益相反の有無にかかわらず「利益相反」と見出しを記載し、必要事項を以下の例を参考に記載すること。利益相反のある場合は、関係した企業・団体名・具体的内容（研究費・その他の助成・競合関係など）を明記すること。

1) 開示すべき利益相反がない場合

【記載例】利益相反なし。

2) 開示すべき利益相反がある場合

【記載例】利益相反あり。本試験に関する費用は〇〇株式会社が負担した。

5. 引用文献

引用文献は、本文中の引用箇所に引用順に上付きの算用数字で番号を付け、本文末尾に番号順に列挙する（バンクーバー方式）。文献の書誌情報の記載は、以下の記載例を参考にすること。雑誌の略誌名は List of Journals Indexed for MEDLINE (<http://www.nlm.nih.gov/archive/20130415/tsd/serials/lji.html>) に準じて記載し、これに掲載されていないものは雑誌名を省略せずに記載すること。

1. 原著

著者名. 表題. 雑誌名. 出版年; 巻: 開始ページ-終了ページ. (著者名は省略せずに全著者名記載すること.)

- 1) 小澤 俊幸, 森本 訓行, 鶴田 大輔, 栗津 邦男. メチシリン耐性黄色ブドウ球菌に対する光線力学療法. 日レ医誌. 2014; 35: 403-407.
- 2) Kono T, Chan H, Groff WF, Sakurai H, Takeuchi M, Yamaki T, Soejima K, Nozaki M. Direct comparison study of fractional resurfacing using different fluences and densities for skin rejuvenation in Asians. *Laser Surg Med.* 2007; 39: 311-314.

2. 書籍

- 1) 栗津 邦男. 赤外レーザー医工学. 第2章 赤外レーザーと生体の相互作用. 大阪: 大阪大学出版会; 2008. p. 27-51.
- 2) Kushibiki T. Laser-tissue interaction. Awazu K. (ed.) *Laser Technology for Medical Applications*. the Netherlands: Elsevier Science; 2007. p. 377-384.

3. インターネット上の資料や情報

公開元, 資料の名称. 参照年月日 (最終アクセス日付), URL や doiなどを記載する.

- 1) 小澤 俊幸. 大阪市立大学大学院医学研究科皮膚病態学, 光線力学療法 (PDT) による感染症治療の研究. (参照 2018 年 1 月 10 日), <http://www.med.osaka-cu.ac.jp/Derma/report/reports-04.shtm>.

附則

1. 本規定の実施に関して必要となる細則については、それぞれ関連の規定類中で定めるものとする。
2. 本規定の改正は、本学会編集委員会の承認を受けるものとする。
3. 本規定は、平成 20 年 11 月 14 日、理事会において承認制定。
4. 平成 21 年 3 月 1 日、別刷り料金表を改定。
5. 平成 24 年 4 月 3 日、「10. 投稿論文要項」を改定。
6. 平成 24 年 11 月 9 日、「7. 原稿作成上の注意、執筆要領 利益相反の開示」を改定。
7. 平成 27 年 1 月 1 日、「7. 原稿作成上の注意、執筆要領 図および表、引用文献記載法」を改定。
8. 平成 28 年 4 月 1 日、「3. 研究倫理、8. 原稿作成上の注意、執筆要領 図および表」を改定。
9. 平成 29 年 12 月 8 日、改定。
10. 平成 31 年 3 月 5 日、改定。

日本レーザー医学会著作権規定

（目的）

第1条 この規定は、日本レーザー医学会（以下、本学会）が発行する日本レーザー医学会誌（以下、本誌）に掲載する論文に関する著作権の取り扱いに関して取り決めるものである。

（用語）

第2条 本規定において使用する用語の定義は次の各号のとおりとする。

1. 著作権：日本国の著作権法第17条に規定されている著作権（複製権、上演権及び演奏権、公衆送信権等、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権および翻案権等、二次的著作物の利用に関する原作者の権利）さらに複製権に於ける出版権、および電子メディア化する権利（公衆送信権を含む）などをいう。
2. 著作物：日本国の著作権法第2条第1項第1号に規定された著作物をいう。
3. 著作者：日本国の著作権法第2条第1項第2号に定める著作物を創作する者をいう。

（著作権の帰属）

第3条 本誌に掲載される論文の著作権は、国内外を問わず、原則として本学会に帰属する。

（著作権の譲渡）

第4条 著作者から本学会への著作権の譲渡は、著作者が論文を本学会に提出するに当たり、本著作権規定を確認し、著作権譲渡書を提出した時点で成立するものとする。

2) 当該論文が本誌に掲載されないことが決定された場合、本学会は当該論文の著作権を著作者に返還する。

（著作権の利用）

第5条 著作者自身が、私的目的のために自己の著作物を著作権法第30条の範囲内で利用する場合には、本学会の許諾を必要としない。

2) 本誌に掲載された論文について、第三者より著作権の利用許諾申請があった場合、本誌編集委員会において審議し、適当と認めたものに限り許諾を行う。

3) 前項の措置によって第三者から支払いがあった場合には、本学会会計に繰り入れ、学会活動に有効に活用する。

（著作者の責任）

第6条 本誌に掲載された論文の内容については、著作者が創作に関与した部分については、その著作者自身が責任を負うものとする。

2) 本誌に掲載された論文が第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、当該論文の著作者が創作に関与した部分については、当該論文の著作者が一切の責任を負う。

（著作権侵害排除）

第7条 本誌に掲載された論文に対して、第三者による著作権侵害があった場合、本学会と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。

（例外的取扱い）

第8条 本会と他の学協会等が協力して開催する事業活動の際に、論文原稿等を募る場合において、他の学協会等との間で別段の取決めがなされた場合には、当該取決めを本規定に優先して適用することができる。

（既発行の著作物の取扱い）

第9条 本規定の施行前に本学会が著作権を有する著作物については、著作者から別段の申し出があり、本学会が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この既定の各号を準用する。

(発効期日)

第 10 条 この規定は平成 20 年 11 月 14 日より有効とする。

附則

1. 著作権に関し、本規定に定められていない事項については「著作権法」に拠る。
2. 本学会発行の著作物は、本誌掲載論文と、他の学協会と共同で行なった講演会などにおいて発行した予稿集に準じる発行物を指す。また、その媒体については、販売印刷物・無料配布物・CD-ROM 等電子媒体で作成したもの、及びホームページ（Web ページ）等公衆送信で提供するものなどを指す。
3. 本規定の実施に関して必要となる細則については、それぞれ関連の規定類中で定めるものとする。
4. 本規定の改正は、本学会編集委員会の承認を受けるものとする。
5. 本規定は、平成 20 年 11 月 14 日、理事会において承認制定。

著作権譲渡書および関連法規遵守宣言書

(本譲渡書を論文投稿時に提出してください)

論文題目；

著作者氏名（全員）；

所属機関（全員分）；

①標記著作者は「日本レーザー医学会誌著作権規定」の記述を理解し、著作権の日本レーザー医学会（以下、本学会）への譲渡に同意する。

②標記著作者は下記内容の全項目について標記論文が該当することを確認している。

☐ 投稿論文等およびそれに本質的な類似性を持つものが、過去に公開されたことが無いこと。かつ本学会誌以外の出版物への公開を予定していないことを宣言する。（ただし、総会抄録などの本学会および関連学会主催の公開会合で発表されるものは除く）

☐ 著作権法を遵守し、他の著作物の著作権を侵害していないこと。許諾が必要な転載については著者が許諾を書面で得ている。

☐ ヒトを対象とする内容についてはヘルシンキ宣言を遵守し、その主旨に従い「倫理的に行われ」ている、且つ「インフォームドコンセントがかわされ」ている。

☐ ヒトを対象とした研究を扱う論文では、所属する施設等の倫理委員会から許可を受けたこと、および各患者からインフォームド・コンセントを得た旨が記載されている。

☐ 動物を対象とする内容については、「所属施設の動物実験に関する指針」に基づいて倫理的に行われた旨が明記されている。

☐ 国内関係省庁機関による「臨床研究に関する倫理指針」、「疫学研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究指針の在り方について」、「個人情報保護ガイドライン」等最新の関連法規、指針を遵守している。

③宣言違反が判明した場合は、著作権譲渡は無効化する。

上記①②③内容は相違ないことを認めます

氏名	署名日
氏名	署名日
氏名	署名日
氏名	署名日
氏名	署名日

(注意 1) 署名は著者全員分、自筆で記入してください。

(注意 2) 署名欄が足りない場合は別紙を使用してください。

送付先； 〒 602-8048 京都市上京区下立売通小川東入ル 中西印刷（株）内
「日本レーザー医学会誌」編集事務局
E-mail: jsism-ed@nacos.com TEL: 075-441-3155 FAX: 075-417-2050

著作権譲渡書および関連法規遵守宣言書（別紙）

氏名	署名日
氏名	署名日
氏名	署名日
氏名	署名日
氏名	署名日
氏名	署名日
氏名	署名日
氏名	署名日
氏名	署名日
氏名	署名日

（注意）署名欄が足りない場合は適宜追加してください。

日本レーザー医学会誌投稿者の COI 申告書

著者名 (複数の場合全員) : _____

論文題名 : _____

(筆頭著者について、投稿時から遡って過去 1 年以内に関連する企業や営利を目的とした組織または団体との COI 状態を記載)

(算出期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日)

項 目	該 当 の 状 況	有 の 場 合、企業名などを記載
① 企業や営利を目的とした団体の職員、役員、顧問職など (1 つの企業・団体から報酬として年間 100 万円以上のものを記載)	有 ・ 無	
② 株の保有 (1 つの企業の 1 年間の利益が 100 万円以上、あるいは当該株式の 5% 以上保有のものを記載)	有 ・ 無	
③ 企業や営利を目的とした団体から知的財産権使用料 (特許権使用料) として支払われた収入などの有無 (1 つにつき年間 100 万円以上のものを記載)	有 ・ 無	
④ 企業や営利を目的とした団体より、会議の出席 (発表) に対し、研究を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演料の有無 (1 つの企業・団体からの年間合計 50 万円以上のものを記載)	有 ・ 無	
⑤ 企業や営利を目的とした団体のパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料などの有無 (1 つの企業・団体から年間合計 50 万円以上のものを記載)	有 ・ 無	
⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費 (委託 受託研究、共同研究) などの有無 (所属する機関が受領したものも含む) (1 つの企業・団体から支払われた総額が年間 100 万円以上のものを記載)	有 ・ 無	
⑦ 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学寄付金 (奨励寄付金) や寄附講座 (企業などからの寄付講座に所属している場合に記載) との関連などの有無 (1 つの企業・団体から 1 名の研究代表者に支払われた総額が年間 100 万円以上のものを記載)	有 ・ 無	
⑧ 配偶者、一親等内の親族、または収入・財産を共有する者で上記①～⑦に該当する事項の有無	有 ・ 無	

申告日 (西暦) 年 月 日

申告者名 (自署) _____